

青森県報

第九百二十八号

令和七年
六月十八日
(水曜日)

目次

規則

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康医療福祉政策課) ……一

公告

○建設業者の許可の取消し……………(三八県土整備事務所) ……二

○右……………(同) ……二

○右……………(西北県土整備事務所) ……二

○右……………(同) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(上北県土整備事務所) ……四

○右……………(同) ……四

公営企業

○青森県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……四

雑報

○青森県市町村職員共済組合公告……………(市町村課) ……五

規則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十四号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同一の2の(二)中「六百八十八万三千円」を「七百八万九千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

「三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	八、
円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一二、

三〇〇円	二〇、三〇〇円	二六、一〇〇円	三八、七〇〇円	四六、二
〇〇〇円	三三、七〇〇円	四三、五〇〇円	六〇、六〇〇円	七〇、九

〇〇円	五八、五〇〇円	八、五〇〇円
〇〇円	八九、三〇〇円	一二、三〇〇円

〇〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円
〇〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円

二、八〇〇円	六、七〇〇円	八、九〇〇円	一三、四〇〇円	一六
三、八〇〇円	一〇、七〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、九〇〇円	二三

、三〇〇円	二〇、五〇〇円	二、九〇〇円
、六〇〇円	二九、八〇〇円	三、九〇〇円

に改め、別表第一の六の2の(二)中

「五万五千五百円」を「五万三千九百円」に改め、同六の3の(二)の(1)中「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に改め、同(二)の(2)中「三十四万八千円」を「三十五万八千円」に改め、同表の八の3の(二)の(1)中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同(二)の(2)中「五千五百円」を「五千八百円」に改め、同(二)の(3)中「六千円」を「六千三百円」に改め、同表の九の3中「二十二万六千円」を「二十三万二千二百円」に、「十八万八百円」を「十八万五千七百円」に改め、同表の十の2の(四)の(1)中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同(四)の(2)中「五千七百円」を「五千九百円」に改め、同表の十一の2中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 サクラハウス株式会社
- 二 代表者の氏名 桜井保幸
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市下長四丁目一の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第三〇〇七七四号
- 五 取消年月日 令和七年四月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 千葉住宅
 - 二 氏名 千葉隆
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎四丁目一六の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三〇〇八六号
 - 五 取消年月日 令和七年四月二十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 令和七年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社世永建設
- 二 代表者の氏名 世永リキエ
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一一八六七号
- 五 取消年月日 令和七年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社世永建設
- 二 代表者の氏名 世永リキエ
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第一一八六七号
- 五 取消年月日 令和七年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社菊水工業
- 二 代表者の氏名 菊地秀昌
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字三千石字木賊一三八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第四〇〇一一一号
- 五 取消年月日 令和七年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年二月二十八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 令和建設株式会社
- 二 代表者の氏名 小野恵理香
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字水野尾字懸樋三〇六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第四〇〇五四六号
- 五 取消年月日 令和七年四月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社竹達建設
- 二 代表者の氏名 竹達大輔
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字野崎一一八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第五六四号
- 五 取消年月日 令和七年四月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤興業
- 二 代表者の氏名 佐藤まゆみ
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第五〇〇五一五号
- 五 取消年月日 令和七年四月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年六月十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員被服貸与規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県病院局職員被服等貸与規程

第一条中「被服等の貸与について」を「被服その他の物品の貸与に関し」に改める。

第二条の前の見出しを「（被服を貸与する職員等）」に改め、同条第一項中「貸与する被服」の下に「（以下「貸与被服」という。）」を加え、同条第二項中「貸与品」を「別表第一に定める被服」に改め、「ときは、」の下に「これを」を加える。

第四条中「貸与品」を「貸与被服」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員は、退職、転勤若しくは休職を命ぜられたとき又は貸与品（貸与被服を除く。）の貸与期間が満了したときは、速やかにこれを返納しなければならない。

第五条の見出しを「（貸与被服の取扱）」に改め、同条中「貸与された被服」を「貸与被服」に、「取扱い」を「取り扱い」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「貸与期間の終わらない貸与品」を「貸与品（貸与期間が満了した貸与被服を除く。第四項において同じ。）」に、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に改め、同条第三項中「第一項の規定により」を「貸与期間の終わらない貸与品について第一項の規定による」に、「再貸与」を「再貸与」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 所属長は、貸与品の亡失又は毀損が職員の故意又は重大な過失によるものであるときは、当該職員に弁償させることができる。

本則に次の一条を加える。

（委任）

第九条 この規程に定めるもののほか、職員に対する被服その他の物品の貸与に関し必要な事項は、所属長が定める。

別記様式中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二条第三項及び同法施行規程第六十七条の二並びに青森県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和六年度決算の要旨を公告する。

令和七年六月十八日

青森県市町村職員共済組合
理事長 平 田 博 幸

令和6年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組 合 等	合計
10	22	8	28	68

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等短期	市町村長長期	継続長期	船員短期	任意継続	合計
組合員数（人）	16,794	6,531	35	2,430	8	31	5	1	0	454	26,289
標準報酬の月額（百万円）	6,442	1,165	27	1,001	7	5	4	1	0	107	8,759
一人当たり平均標準報酬の月額（円）	383,602	178,391	766,857	412,045	886,250	165,871	792,000	360,000	0	235,392	333,161
標準期束手当等の額（百万円）	25,033	4,049	99	3,786	13	14	19	0	1	0	33,014

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位：人)

經理單位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	23	3	1	2	2	1	32

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	7,851,534	14,950,776	843,550	113,783			241,001	197,880				
掛金・組合員保険料	7,891,318	10,246,840	843,541					193,980				
施設収入・商品売上									394,236			
連合会交付金							96,937				100	
組合員貸付金利息											22,720	
受託商品手数料												14,347
利息及び配当金					9,517	40,040	978	13,039	109	1,288,723	74	8
その他収入	699,466						5,656	11	55,218	51,311	501	1,029
他経理から繰入金							45,506		200,000			
前年度繰越支払準備金	1,272,191											
計	17,714,509	25,197,616	1,687,091	113,783	9,517	40,040	390,078	404,910	649,563	1,340,034	23,395	15,384
(支 出)												
給付金	8,000,933											
負担金払込金		14,950,776	843,550	113,783								
掛金・組合員保険料払込金		10,246,840	843,541									
役員員給与							156,181	25,340	3,753	16,123	18,780	4,630
特定健康診査等費								19,672				
旅費・事務費							18,257	4,673	944	7,162	3,559	995
商品仕入									5			
飲食材料費									78,473			
委託費・委託管理費							18,404	2,048	310,665	664	299	
支払利息					9,517	40,040			750	919,926	5,622	3,864
事務費負担金払込金							106,584					
退職者給付拠出金	13											
前期高齢者納付金	1,977,395											
後期高齢者支援金	2,900,767											
介護納付金	1,414,622											
連合会払込金	174,354											
連合会拠出金	809,501											
他経理へ繰入金	45,506							100,000		100,000		
その他支出	11,920						91,663	330,947	214,242	25,376	15,232	5,874
次年度繰越支払準備金	1,251,839											
計	16,586,850	25,197,616	1,687,091	113,783	9,517	40,040	391,089	482,680	608,832	1,069,251	43,492	15,363
差引当期利益金	1,127,659								40,731	270,783		21
差引当期損失金							1,011	77,770			20,097	
年度末支払準備金	1,251,839											
年度末資本剰余金									1,879,191			
年度末利益剰余金	845,852						254,738	859,902	2,101,853	19,185,611	1,215,168	425,796

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行